

申請時における提出書類

◎新規申請

		個人	法人	備考
(様式第1) 指定給水装置工事事業者申請書		○	○	
(別表) 機械器具調書		○	○	
(様式第2) 誓約書		○	○	
(様式第3) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書		○	○	
添 付 書 類	「住民票」の写し	○	×	内容が最新のもの
	「定款」の写し	×	○	内容が最新のもの
	「登記事項証明書」	×	○	内容が最新のもの
	「給水装置工事主任技術者免状」の写し	○	○	給水装置工事主任技術者証 (カード型)でも可
	事業所の地図	○	○	A4サイズのもの

※ 指定給水装置工事事業者証の交付時に、指定手数料 10,000 円を納入してください。

※ 指定給水装置工事事業者証の交付後、給水業務についての説明を受けていただきます。

◎給水装置工事主任技術者の選任・解任

		選任	解任	備考
(様式第3) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書		○	○	
書 添 付 類	給水装置工事主任技術者免状の写し	○	×	給水装置工事主任技術者証 (カード型)でも可

※ 選任・解任等を行い次第、速やかに届出してください。

◎指定事項の変更

		個人		法人			
		氏名又は名称	住所	名称	所在地	代表者	役員
(様式第10) 給水装置工事事業者指定事項変更届出書		○	○	○	○	○	○
(様式第2) 誓約書		×	×	×	×	×	○
添付書類	「住民票」の写し	○	○	/	/	/	/
	「定款」の写し	/	/	○	○	○	×
	「登記事項証明書」	/	/	○	○	○	○
	事業所の地図	×	○	×	○	×	×
	指定給水装置工事事業者証の返却	○	○	○	○	○	×

※ 氏名又は名称、住所並びに代表者の変更の際には、今までの指定給水装置工事事業者証は返却してください。再交付いたします。

※ 変更のあった日から30日以内に届出してください。

◎事業の廃止・休止・再開

提出書類：(様式第11) 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書

※ 事由が発生してから、以下の期日以内に届出してください。

- ・ 廃止、休止の場合：30日以内（指定給水装置工事事業者証を返却してください。）
- ・ 再開の場合：10日以内

◎申請場所及びその他申請に関するお問い合わせ先

<p>群馬東部水道企業団 太田本所 お客様サービスセンター 〒 373-8503 群馬県太田市浜町11番28号 【TEL】0276 (45) 2732</p>
--